住宅用家屋証明書添付書類

【新築住宅（保存登記）】

１．個人が新築したもの

①住宅用家屋証明申請書

②住民票の写し

③申立書（未入居の場合）

④登記事項証明書、登記完了証、登記済証のいずれか一つ

⓹建物図面（平面図・立面図・断面図・仕上表）・各階平面図（登記申請用）の写し

⑥確認済証又は検査済証の写し（具志頭地区は工事届の写し）

⑦認定長期優良住宅、低炭素建物建築物の場合はそれを証明できる副本及び認定通知証の写し

※委任状（司法書士等による代理申請の場合）

２．建築後未使用の住宅（マンション、建売住宅等）

①住宅用家屋証明申請書

②住民票の写し

③申立書（未入居の場合）

④登記事項証明書、登記完了証、登記済証のいずれか一つ

⓹建物図面（平面図・立面図・断面図・仕上表）・各階平面図（登記申請用）の写し

⑥確認済証又は検査済証の写し（具志頭地区は工事届の写し）

⑦認定長期優良住宅、低炭素建物建築物の場合はそれを証明できる副本及び認定通知証の写し

⑧家屋未使用証明書

※委任状（司法書士等による代理申請の場合）

【中古住宅（移転登記）】

１．既存のもの

①住宅用家屋証明申請書

②住民票の写し

③申立書（未入居の場合）

④登記事項証明書

⓹売買契約書、売渡証明書、譲渡証明書、登記原因証明情報、代金納付期限通知書（競落の場合）等で取得の原因日を明らかにする書類のいずれか一つ

⑥建築日が昭和５６年１２月３１日以前の場合は以下のいずれか

・耐震基準適合証明書の写し（耐震基準を満たしていることを証明する住宅を取得した場合で、取得前２年以内に耐震基準適合の証明書を取得していること）

・既存住宅売買瑕疵担保保険の保険付保証明書の写し

・住宅性能評価書の写し

※委任状（司法書士等による代理申請の場合）

【抵当権設定登記】

１．新築（増築）又は取得するための資金の貸付け等にかかる抵当設定登記の場合

①住宅用家屋証明申請書

②住民票の写し

③登記事項証明書、登記完了証、登記済証のいずれか一つ

④金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書等の写し

※委任状（司法書士等による代理申請の場合）